

## 用語集

## — あ —

泉新田大木戸野馬堀遺跡	P.21	江戸時代、印西市から白井市にかけて印西牧という幕府直轄の放牧場があり、馬の逃亡や外部からの侵入を防ぐために築かれた土手や堀。 印西市内には、2 条の土手と土手間に設けられた堀の一部が保存されています。
運動公園	P.13	主として運動の用に供することを目的とする公園。
掩体壕	P.21	飛行場に駐機する軍用機を上空の敵機から守るために作られた格納庫。なお、印西市内では、太平洋戦争末期、馬蹄形状に土塁を固めた無蓋型の掩体壕が作られ、そのうちの一基が保存されています。
オープンスペース	P.1	公園、広場、街路空間や駅前広場などの、建物によって覆われていない敷地のこと。

## — か —

街区公園	P.14	おおむね半径250mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
近隣公園	P.14	おおむね半径500mの範囲に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
公開空地	P.13	不特定多数の人が日常利用することのできる民有の空地のこと。

## — さ —

市街化区域	P.12	都市計画法に基づき、既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図る区域であり、都市の発展動向等を勘案して市街地として積極的に整備する区域。
市街化調整区域	P.12	都市計画法に基づき、市街化を抑制すべき区域であり、原則として用途地域を定めず、農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた開発行為以外は許可されない区域。
施設緑地	P.6	印西市又は千葉県が供用している都市公園、公共施設内の緑及び民間によって確保された緑地。
児童遊園	P.13	児童の健康増進や、情操を豊かにすることを目的とし、児童福祉の観点で提供されている児童厚生施設(印西市では子育て支援課が所管)。
生産緑地	P.15	生産緑地法に基づき、市街化区域内の保全する緑地として指定された農地。
生物多様性	P.1	多種多様な生き物が互に関連しあいながら存在している状態を指す。種の多様性(多くの種が存在する状態)だけでなく、生態系の多様性(森林や河川など様々な環境が存在する状態)や遺伝子の多様性(同じ種の中にも形や色の個性がある状態)といった概念を含むもの。
総合公園	P.13	休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園。

— た —

地域森林計画対象 民有林	P.13	森林法に基づき策定された地域森林計画において森林整備及び保全の目標等の設定対象となっている民有林。
地域制緑地	P.13	一定の土地の区域に対して、法律等でその土地利用を規制することで良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定している緑地。
地区公園	P.13	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園。
都市計画区域	P.3	一体の都市として総合的に整備し、開発し、保全する必要がある区域。印西市においては、市全域が都市計画区域となっています。
都市農地	P.1	生産緑地地区に指定された農地及び、それ以外の市街化区域内農地。
都市緑地	P.1	都市公園法に基づき、主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。
都市緑地法	P.1	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全および緑化の推進に関する制度(緑の基本計画など)が定められています。

— な —

農業振興地域農用 地区域	P.13	長期にわたり、総合的に農業振興を図る地域として指定された農業振興地域のうち、集団的に存在する農用地や、土地改良事業を実施するなどの生産性の高い農地のほか、農業上の利用を確保すべき土地として指定した区域。
-----------------	------	---

— ら —

緑地	P.1	市が管理している都市公園やグラウンド、公共施設等の植栽のほか、法や条例・協定等によって指定されている生産緑地、自然公園、農用地区域の農地等を対象としています。
緑化協定	P.15	千葉県自然環境保全条例第26条に基づき、一定面積以上の工場、事業所、住宅用地等を対象とした敷地内に緑を確保するための協定。
緑地協定	P.1	土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する内容を定める協定。
緑被	P.12	緑地に加え、緑地以外で植栽や樹木、農用地区域でない農地等緑に被われた土地すべてを対象としています。